



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号

井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:鄭(ちよん)

年次有給休暇の時間単位付与について

「時間単位の年次有給休暇とは?」「時間単位年休は、社員から要望があれば認めなければいけないの?」というご質問をよくいただきます。

今回のあおぞらレターでは、年次有給休暇の概要や時間単位の年次有給休暇を導入する場合の手続き、取得時の給与計算方法などについてご案内いたします。



1. 年次有給休暇の目的・概要



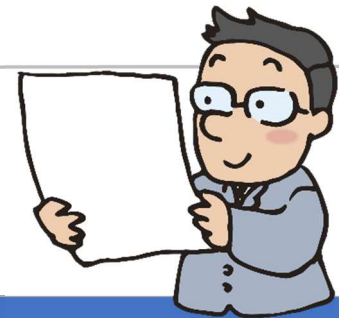
目的	●年次有給休暇は、労働による心身の疲労を回復することを目的としています。
付与の概要	●勤続6か月以上で出勤率が8割以上であれば、正社員だけでなくパートやアルバイトにも年次有給休暇を付与する必要があります。
	●原則、取得は1日単位で構いません。但し、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、半日単位で与えることが可能です。

2. 時間単位付与は労使協定が必要

平成22年4月から時間単位での年次有給休暇の付与が可能になりました。時間単位付与は、労働者と会社の双方が合意し、下記の内容の労使協定を締結した場合に認められます。

(労使協定の労働基準監督署への届け出は不要です。)

合意がない場合、会社は時間単位付与を認める義務はありません。



<労使協定で定める内容>

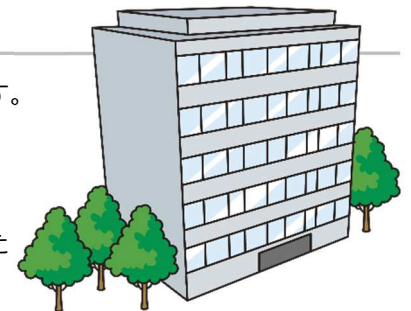
対象労働者の範囲	●工場のラインで働く労働者など一定の者を除外することは可能
時間単位年休の日数	●前年度の繰り越し分も含めて最大5日で定めることが可能
時間単位年休の1日分の時間数	●例えば、1日の所定労働時間が7時間半の場合などに「7時間を超え8時間以下の者は8時間として取扱う」など
取得する単位時間数	●1時間以外の時間を単位とする場合に定める「2時間単位」など ※1時間未満の単位(30分等)は×

3. 年次有給休暇を取得したときの給与計算方法

年次有給休暇に対して支払われる賃金は、下記のいずれかを定めることができます。

- ① 平均賃金
- ② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ③ 標準報酬日額(労使協定が必要)

時間単位の年次有給休暇を取得した場合は、上記を実際の所定労働時間数で割った金額に時間数を乗じた金額になります。



- 2、3については就業規則等に定めます。
- 年次有給休暇の時間単位付与により、年休取得率が上がることが期待できる一方で、勤怠管理や給与計算が煩雑になる等のデメリットも予想されます。会社の方針や労働者の意見を考慮し、慎重に導入を検討しましょう。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277